

## 定期試験における不正行為の処分基準について

定期試験は学生と教員との信頼にもとづいて行われるものであり、信頼関係を覆すことになる不正行為に対して教授会は、下記により厳重に対処します。(2018年度より一部改訂しております。必ずご確認ください)

学生諸君は、十分な試験勉強をし、相互が不快な思いをしないためにも疑わしい行為を慎んで、試験に臨むことを節に希望します。

### 1 処分基準

(1) 定期試験（それに相当する授業内試験を含む）における不正行為

不正行為様態	処分内容
<b>① 計画性の弱い、または偶発的な不正行為</b> 例： a. 他人の答案の覗き見 b. 問題・答案用紙配布後の話し合い c. 参照可の資料等の貸借 d. 不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない e. 答案の持ち帰り	○ 厳重注意、譴責または1カ月未満の停学 ○ 当該科目は無効（E評価）
<b>② 計画性が強い、または意図的な不正行為</b> 例： a. 参照不可の試験でカンニングペーパー使用 b. 〃 机上への書き込み c. 〃 テキスト・ノート等の閲覧 d. 参照可の試験で許可されたもの以外の参照・使用 e. 許可されていない機器（携帯電話・スマートフォン等）の持ち込み、使用。 f. 答案用紙の交換（行為の態様により③の受験依頼に該当） g. 組織的なカンニング行為	○ 停学1カ月以上3カ月未満 ○ 当該科目は無効（E評価）に加え、原則として当該学期全履修科目の受験を無効（E評価）
<b>③ 受験依頼（いわゆる替え玉受験）</b> 例： a. 依頼された他人が本人になりすまして受験（本人の学生証使用） b. 答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○ 停学3カ月以上6カ月未満または無期停学 ○ 当該学期全履修科目の単位を無効（E評価）

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

(2) 不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記（1）～（3）のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

以上